

# 須賀川市災害廃棄物処理計画

2024（R6）年2月  
須賀川市

# 目次

第1	災害廃棄物処理計画の概要	1
1	計画策定の目標と位置付け	1
(1)	計画策定の目標	1
(2)	計画の位置付け	1
2	基本的事項	2
(1)	対象とする災害	2
(2)	災害廃棄物発生量の推計	3
(3)	対象とする災害廃棄物	4
(4)	一般廃棄物処理施設の状況	5
(5)	協力・支援体制	6
第2	災害廃棄物対策	7
1	組織体制と業務概要	7
(1)	組織体制	7
(2)	業務概要	8
2	災害廃棄物処理	9
(1)	災害廃棄物処理の基本方針	9
(2)	発災後に対応すべき事項	9
(3)	災害廃棄物の処理スケジュール	10
(4)	し尿処理	13
(5)	生活ごみ等（避難所ごみ）の処理方針	13
(6)	災害廃棄物処理フロー	13
(7)	仮置場候補地の選定	14
(8)	仮置場の決定	15
(9)	仮置場の設置・管理運営	15
(10)	災害廃棄物の分別、処理方法	16
(11)	処理困難物の処理	17
(12)	環境対策、モニタリング、火災防止対策	18
(13)	公費による損壊家屋等の解体・撤去	19
(14)	思い出の品等	19

この計画では、年数を「西暦（略称和暦）年」で表記しています。

例：2022（R4）年12月

なお、略称和暦は、「S=昭和」、「H=平成」、「R=令和」です。

# 第1 災害廃棄物処理計画の概要

## 1 計画策定の目標と位置付け

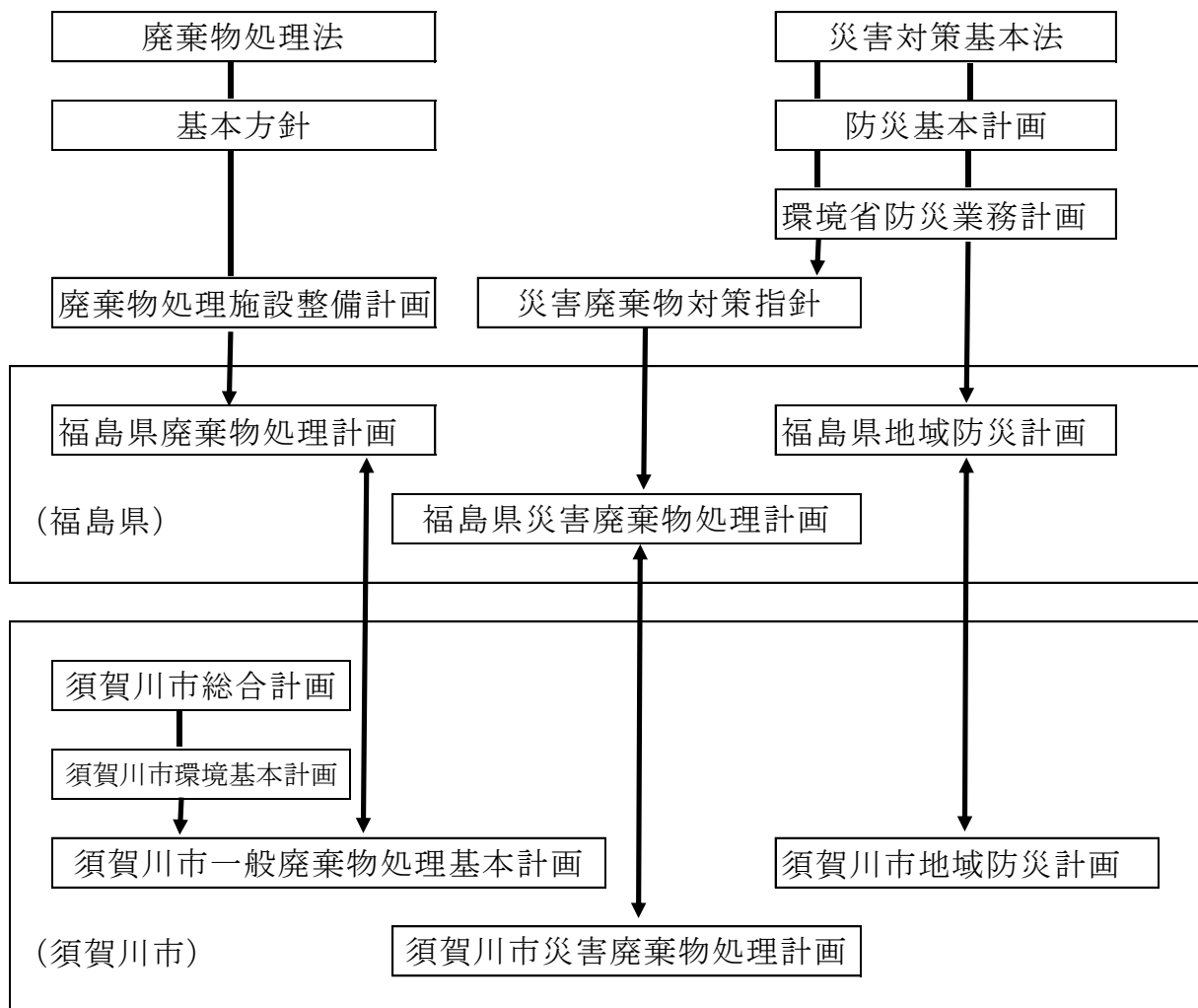
### (1) 計画策定の目標

本計画は、須賀川市地域防災計画に基づき、災害廃棄物等の処理に係る対応について、その方策を示すものである。

なお、須賀川市地域防災計画が見直された場合や社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行い、発災後の実際の運用に当たっては、現場の被害状況等を適切に判断した上で、効果的な運用を図るものとする。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定するものであり、須賀川市地域防災計画と整合を図り、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するためのものとする。



## 2 基本的事項

### (1) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害、風水害などの自然災害とする。

地震災害については、地震動により直接生ずる被害、地震に伴い発生する火災及びその他異常な現象により生ずる被害を対象とし、風水害については、大雨、台風などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、がけ崩れ、地すべりなどの被害を対象とする。

なお、本計画で想定する災害の被害想定結果を表1・2に示す。

表1 想定する地震災害及び被害想定結果

被害想定分野	平成23年東北地方太平洋沖地震
想定地震	M (マグニチュード) 9.0
建物被害	住家 (全壊)、焼失 : 3,426棟 住家 (半壊) : 6,693棟

出典：「須賀川市地域防災計画」第一部総則-第5節被害想定 (2023 (R5) 年5月)

表2 想定する風水害及び被害想定結果

被害想定分野	令和元年東日本台風 (台風第19号)
想定	総雨量 368.5mm/17h
建物被害	住家 (全壊) : 155棟 住家 (半壊) : 675棟 床下浸水 : 232棟

出典：「令和元年東日本須賀川市被災の記録」

(2) 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物の発生量は、仮置場の必要面積や処理期間の設定のため基礎情報となることから、災害発生後、次の算定方法により速やかに推計する。

算定式

$$\begin{aligned} \text{災害廃棄物発生量} &= \text{建物被害棟数（全壊・半壊、焼失）（棟）} \times \text{発生原単位（t/棟）} \\ \text{※種類別発生量（t）} &= \text{発生量（t）} \times \text{種類別発生割合} \end{aligned}$$

出典：「福島県災害廃棄物処理計画 資料編」（2021（R3）年3月）

災害廃棄物の発生量の推計に用いる標準的な発生源単価

被害区分	液状化、揺れ、津波	火災焼失（全焼） （t/棟）
全壊	117 t/棟	木造：78 t/棟 非木造：98 t/棟
半壊	23 t/棟	—
床上浸水	4.60 t/世帯	—
床下浸水	0.62 t/世帯	—

出典：「福島県災害廃棄物処理計画 資料編」（2021（R3）年3月）

災害廃棄物量の種類別割合

災害廃棄物の種類	地震による被害		火災	
	木造（%）	非木造（%）	火災焼失量 （t/m <sup>2</sup> ）	割合（%）
可燃物	1	2	0	0
不燃物	26	0	0	0
コンクリートがら	51	93	0.08	38.6
金属くず	1	3	0.008	3.9
柱角材	18	0	0.0003	0.1
その他	3	2	0.119	57.4
合計	100	100	0.207	100

出典：「福島県災害廃棄物処理計画 資料編」（2021（R3）年3月）

(3) 対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物は表3のとおり。

表3 対象とする災害廃棄物

区分	種類	概要
災害廃棄物	可燃物/可燃性廃棄物	衣類などの繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在したもの
	木くず等	柱・はり・壁材などの廃木材、水害等により自宅敷地に流入した自然木や稲わらなど
	家具類・畳・布団	被災家屋から排出される家具類、畳、布団で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物/不燃性廃棄物	分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃性の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや、陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	コンクリートがら等	コンクリート片、ブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け、使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは、家電リサイクル法に則り処理する
	小型家電/その他家電	被災家屋から排出される電化製品のうち、家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け、使用できなくなったもの リサイクル可能なものは、小型家電リサイクル法に則り処理
	腐敗性廃棄物	被災した冷蔵庫等から排出される食品、水産物、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム・銅・砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自動車等（自動二輪、原付自転車を含む）で災害により被害を受け、使用できなくなったもの リサイクル可能なものは、自動車リサイクル法に則り処理
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなど、自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）のほか、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け、使用できなくなったもの）など	
生活ごみ等	生活ごみ	家庭から排出されるごみで、生ごみ、不燃物、資源物、粗大ごみなど
	避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類など
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)」(2018 (H30) 年3月：環境省) の内容を一部修正

(4) 一般廃棄物処理施設の状況

本市では、単独での一般廃棄物処理施設を設置しておらず、中間処理（焼却、選別、破砕、し尿処理等）や最終処分（埋立処分）については、須賀川地方保健環境組合が一般廃棄物処理施設で処理を行っている。

災害発生時に発生する災害廃棄物についても須賀川地方保健環境組合の一般廃棄物処理施設で処理を行うことから、現在の一般廃棄物処理施設の状況を記載する。

ア 中間処理施設（ごみ処理）

施設名称 須賀川地方衛生センター

所在地 須賀川市森宿字ビワノ首43番地1

処理方式	連続焼却式焼却炉（ストーカー炉）
施設規模	処理能力 95 t / 日（47.5 t 炉 / 24 h × 2 炉）
竣工	2019（H31）年4月

イ 中間処理施設（し尿処理）

施設名称 須賀川地方衛生センター

所在地 須賀川市森宿字ビワノ首43番地1

処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
施設規模	処理能力 97kℓ / 日
竣工	1996年（H8）年4月

ウ 最終処分場

施設名称 森宿一般廃棄物最終処分場（第2期）

所在地 須賀川市森宿字ビワノ首43番地1

埋立面積	19,200㎡
埋立容量	140,800㎡
埋立方法	サンドイッチ方式
竣工	2000年（H12）年8月

施設名称 第二最終処分場

所在地 須賀川市西部地区

埋立面積	11,200㎡
埋立容量	70,000㎡
埋立方法	サンドイッチ方式
竣工	2024（R6）年5月（予定）

(5) 協力・支援体制

災害時における職員派遣、被災者の受入れ及び相互応援協定を締結している市町村を「表4」に、応急対策業務協定を締結している民間事業者等を「表5」に示す。

表4 相互応援協定市町村

協定名	協定市町村	協定内容	締結年月日
災害時相互応援協定	神奈川県座間市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>・被災者の救出、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>・応急復旧活動等に必要な職員の派遣など</li> </ul>	2011 (H23) 年 11 月 3 日
	北海道長沼町		2012 (H24) 年 2 月 16 日
	大阪府豊中市		2014 (H26) 年 8 月 23 日
	埼玉県朝霞市		2015 (H27) 年 8 月 1 日

表5 応急対策業務協定締結事業者等

協定名	協定事業者	協定内容	締結年月日
大規模災害時における一般廃棄物の収集運搬の協力に関する協定	須賀川クリーンダスト事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の収集運搬の協力</li> </ul>	2010 (H22) 年 7 月 14 日
災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定	須賀川地方クリーン事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災したくみ取り便槽のし尿の収集運搬</li> <li>・避難所の仮設トイレのし尿や浄化槽汚泥を収集運搬するための連絡調整</li> </ul>	2021 (R3) 年 7 月 7 日
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書 (県協定)	福島県産業資源循環協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分の協力</li> </ul>	2007 (H19) 年 3 月 27 日



## 第2 災害廃棄物対策

### 1 組織体制と業務概要

#### (1) 組織体制

発災直後の非常参集等の配備体制と業務は、須賀川市地域防災計画で定めるとおりとし、災害廃棄物処理を担当する組織については、次のとおり（図1）とする。

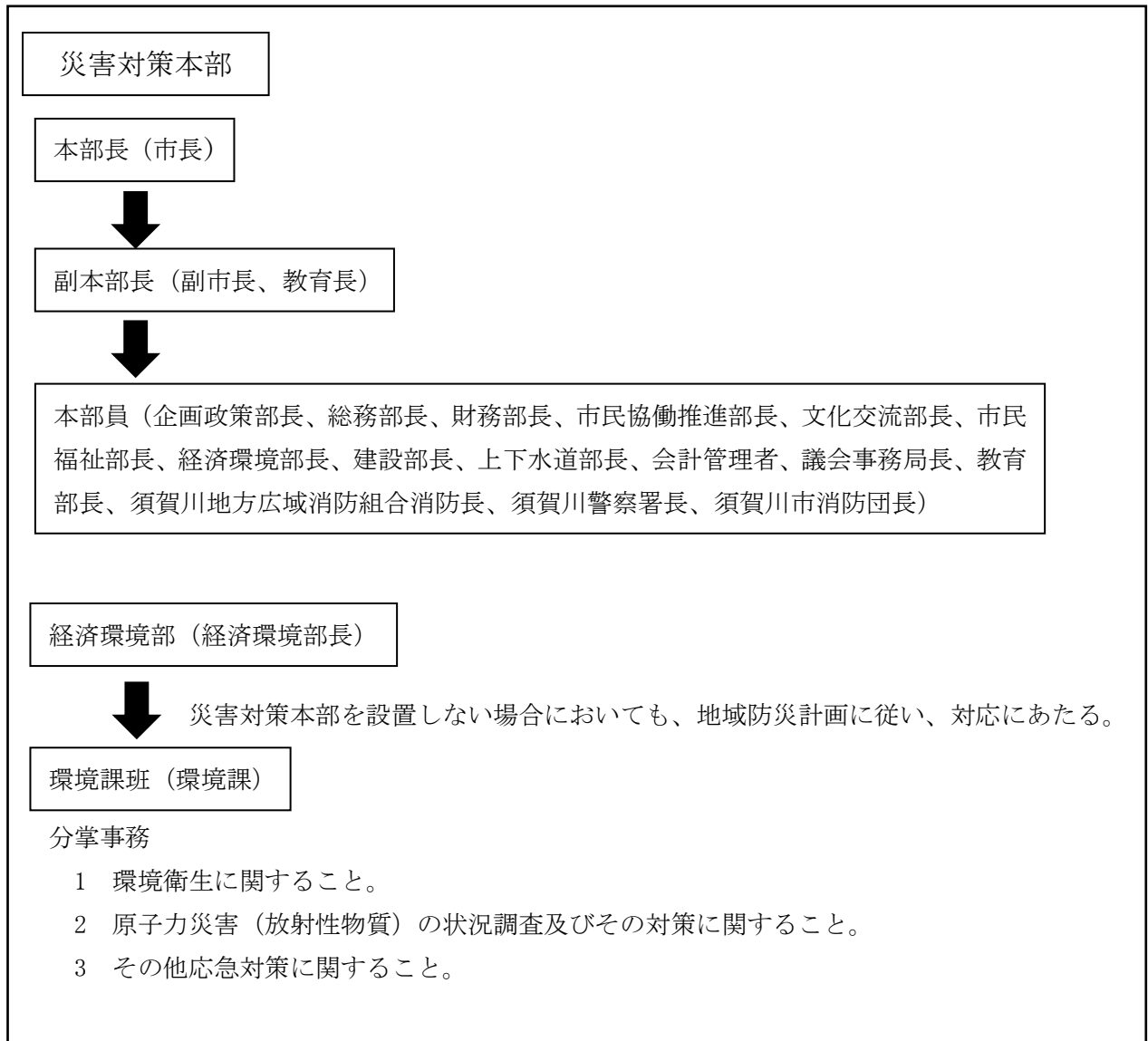


図1 災害廃棄物処理組織体制

(2) 業務概要

災害廃棄物等の処理に係る各担当の分担業務を表6に示す。

表6 災害廃棄物処理業務内容一覧

担当	業務内容
経済環境部長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害廃棄物対策の統括管理</li><li>・ 災害対策本部との連絡調整</li></ul>
環境課班長（環境課長）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害廃棄物処理の進行管理</li><li>・ 災害廃棄物処理実行計画の総括</li><li>・ 職員の参集状況の把握と配置</li></ul>
環境課班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被害状況の把握</li><li>・ 災害廃棄物発生量の推計</li><li>・ 仮置場の選定、設置、運営、撤去等</li><li>・ 災害廃棄物の分別収集体制の確保</li><li>・ 災害廃棄物の処理・運搬体制の確保</li><li>・ 廃棄物搬入先の選定</li><li>・ 廃棄物搬入先の契約及び調整</li><li>・ 公費解体に関する業務</li><li>・ 周知広報に関する業務</li><li>・ 国庫補助等の対応</li></ul>



## 2 災害廃棄物処理

### (1) 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理は、以下の方針に基づき行う。

#### ア 衛生的かつ迅速な処理

災害で発生した廃棄物（し尿を含む。）については、公衆衛生の確保を重要事項とし、適切かつ迅速に処理を進める。

#### イ 仮置場等の安全性の確保

災害時には廃棄物が大量に発生するため、仮置場を確保し、その運営においては、飛散、流出や火災防止対策等の必要な措置を行う。

#### ウ 環境への配慮

災害廃棄物の運搬や処理に当たっては、周辺的生活環境へ影響がないように進める。

また、災害廃棄物の不法投棄を防止するために必要な措置を行う。

#### エ 地域全体での協働体制

災害廃棄物の分別や仮置場の管理・運営・確保等について、住民・自治会等の役割分担を明確にし、協働体制の構築を進めるとともに、地域の民間事業所等と協力して、解体、運搬、処理、資源化等を進める。

また、発生量が多く、処理が困難な場合には、必要に応じて、県、国等への支援を要請する。

#### オ 工場、事業場等において発生した災害廃棄物の処理

原則、事業者が処理を行うものとし、事業者に対し、主体的な処理を促す。

### (2) 発災後に対応すべき事項

災害時においては、住民の健康や安全の確保、衛生や環境面で安全・安心のために迅速な処理が必要なため、発災後に対応すべき事項を示す。

#### ア 被害状況の把握

#### イ 災害廃棄物の発生量・処理見込量の推計

#### ウ 処理に必要な資源の確認（人的資源、処理施設能力、財源）

#### エ 処理スケジュールの作成（処理完了日の目標設定）

#### オ 処理方法の決定（設定した期間内に既存の廃棄物処理施設で処理が可能か）

- ・処理可能な場合は、廃棄物処理施設へ運搬する。
- ・処理不可能な場合は、仮設の廃棄物処理施設の設置や広域処理を行う。

(3) 災害廃棄物の処理スケジュール

ア 災害発生後のそれぞれの時期における災害廃棄物処理の主な行動を表7に示す。

表7 発災後の時期区分と主な行動

時期区分		主な行動	期間の目安
災害応急対応	初動対応	<b>【体制整備、被害状況の把握等の期間】</b> ・災害廃棄物処理に係る組織体制の構築 ・被害状況の確認、県への報告 ・仮置場の選定、設置・周知・廃棄物の受入 ・関係機関との連携・支援要請	発災後から数日間
	応急対応 (前半)	<b>【主に優先的に処理が必要な災害廃棄物を処理する期間】</b> ・優先的に処理が必要な災害廃棄物の処理 ・災害廃棄物の発生量の推計	～1か月程度
	応急対応 (後半)	<b>【災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間】</b> ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物処理の支援要請 ・災害等処理事業費補助金事務	～3か月程度
復旧・復興対応		<b>【災害廃棄物の本格的な処理期間】</b> ・片付けごみの処理 ・損壊家屋の解体撤去	3か月程度～

イ 発災後、初動対応における体制の構築から支援の要請までの流れ、発災後のそれぞれの段階における災害廃棄物の処理対応を図2に示す。

区分	災害応急対応			復旧・復興	
	初動期	応急対応 (前半)	応急対応 (後半)		
災害廃棄物	関係機関との連携	国・県・警察・消防などとの連携			
	発生量等 処理スケジュール 処理フロー		災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計	処理スケジュールの作成・見直し 処理フローの作成・見直し	
	収集運搬	収集運搬体制の確保	収集運搬の実施		広域処理する場合の運搬体制の確立
	仮置場	仮置場の確保	仮置場の設置・管理・運営	仮置場の復旧、返却	
			火災防止対策 悪臭及び害虫防止対策、飛散・漏水防止策		
公費解体				公費解体の実施 (設計、積算、現場管理等)	

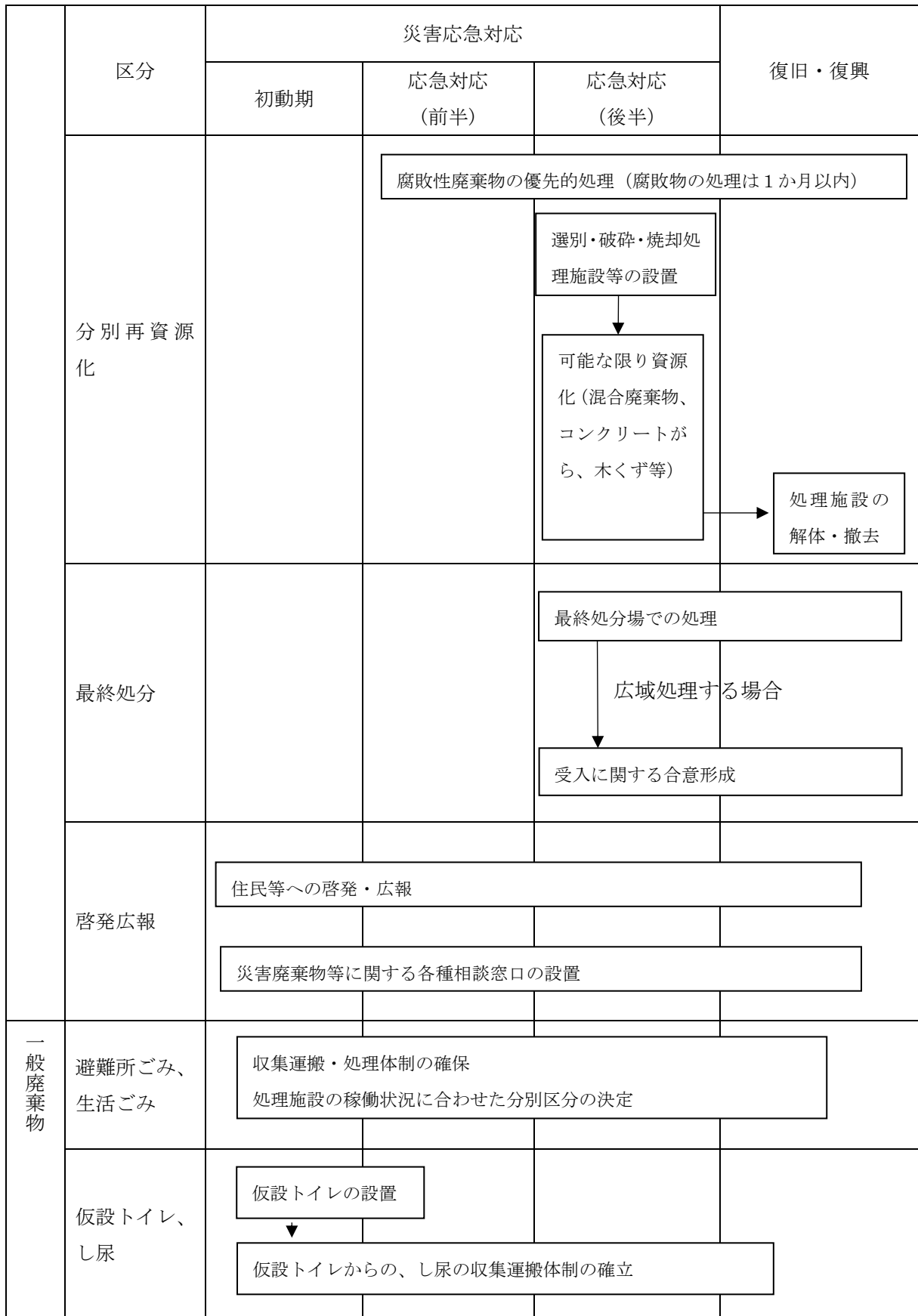


図2 災害廃棄物処理対応フロー

(4) し尿処理

避難所等から発生するし尿に対応するため、避難者数を把握の上、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備する。

(5) 生活ごみ等（避難所ごみ）の処理方針

ア 避難所ごみを含む生活ごみは、須賀川地方衛生センターにて処理を行うこととし、仮置場に搬入しない。

イ 避難所ごみ発生量に応じた、収集運搬体制を確保する。

表8 避難所ごみの発生量の推計

区分	原単位(g)	発生量(kg)			
		100人	500人	1,000人	1,500人
可燃ごみ	630	63.0	315.0	630.0	945.0
不燃ごみ	23	2.3	11.5	23.0	34.5
プラスチック類	1	0.1	0.5	1.0	1.5
ペットボトル	7	0.7	3.5	7.0	10.5
空き缶	17	1.7	8.5	17.0	25.5
空き瓶	24	2.4	12.0	24.0	36.0
紙・段ボール	31	3.1	15.5	31.0	46.5
計	733	73.3	366.5	733.0	1,099.5

※算出式 避難所ごみ発生量 = 避難者数(人) × 原単位(g/人・日)

※原単位については、平常時の住民一人一日当たりの収集実績。

(6) 災害廃棄物処理フロー

発災時には、平常時とは異なり、木くずやがれき類が大量に発生することが予想されるため、処理フロー（図3）に従い処理する。

また、処理方針、発生量、処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、処理フロー（図3）を見直しする。

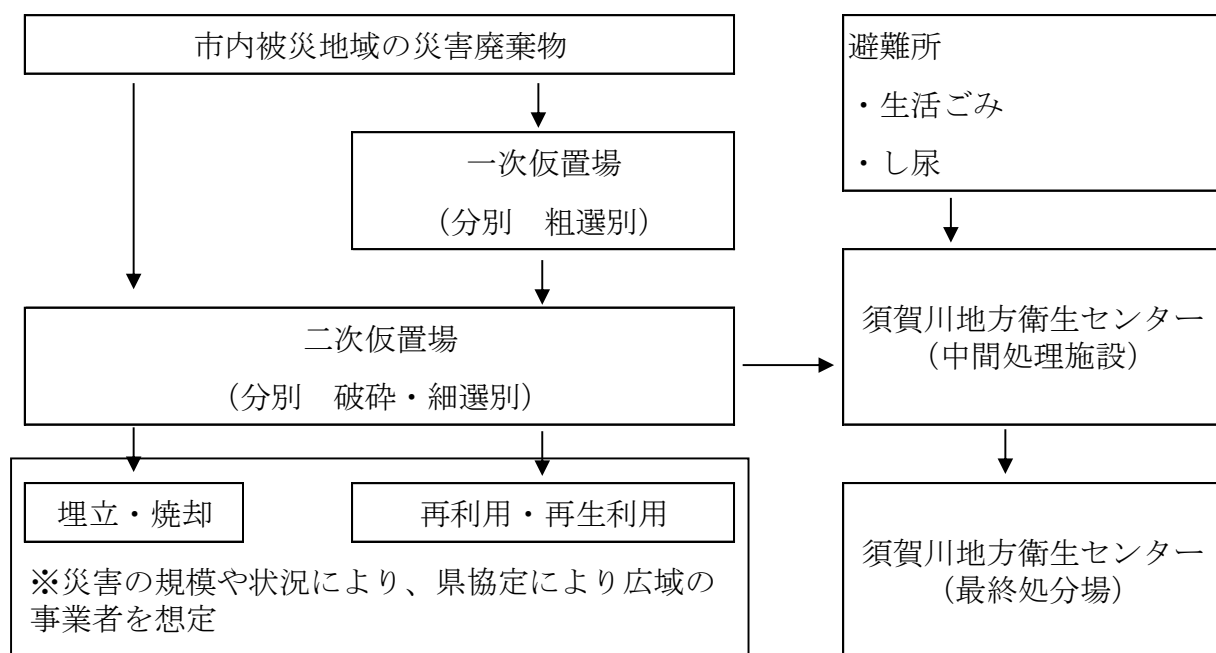


図3 災害廃棄物処理フロー

(7) 仮置場候補地の選定

以下の条件を考慮し、仮置場の候補地を表9のとおり選定する。

なお、災害発生時には、想定される廃棄物の量や被災地区の状況に応じ、適宜条件を満たす仮置場を追加選定するものとする。

条件1 廃棄物処理施設（ごみ処理施設、最終処分場（跡地を含む）、グラウンド、公園、未利用工業団地等の公有地

条件2 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地

表9 仮置場候補地一覧

施設名等	所在地	面積 (㎡)	備考
須賀川地方衛生センター	森宿字ビワノ首6番地1 外	9,000	二次仮置場として運用
梅田運動場	西川字梅田 2-15	6,780	
テクニカルリサーチガーデン	虹の台地内	-	



(8) 仮置場の決定

発災時には、災害に起因する片づけごみ、全壊・半壊家屋の解体撤去に伴い発生する災害廃棄物が発生することから、(7)の仮置場候補地から、次の事項を考慮して使用する仮置場を決定する。

仮置場の決定後、関係部局及び周辺住民への説明を実施する。

- ・被災により使用不能になっていない。
- ・被災によりアクセスが大幅に制限されていない。
- ・被災者が車両等により自ら搬入できる範囲にある。
- ・長期間使用できる場所である。
- ・二次災害のリスクが少ない。

(9) 仮置場の設置・管理運営

仮置場は、災害規模に応じて災害廃棄物量を推計し住民が直接搬入を行う一次仮置場と、主に災害廃棄物の破碎・選別などを行う二次仮置場に分けて設置する。

また、仮置場の管理運営に当たっては、以下の事項に留意する。

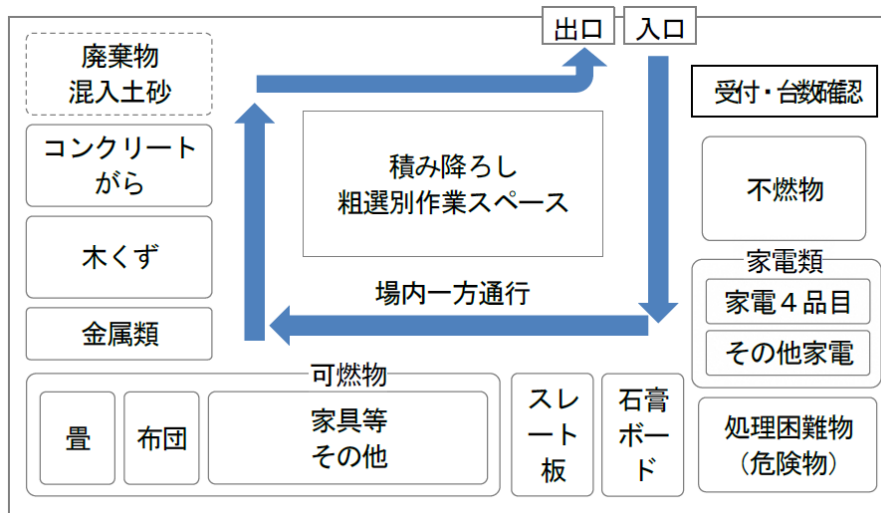


図4 仮置場のイメージ

ア 一次仮置場の管理方法を地元の住民と協議する。

イ 仮置場については、受付、警備など管理運営を行う人員を配置する。

ウ 仮置場では、災害廃棄物の分別や危険物の取扱いなど、廃棄物処理に精通した者に管理運営を委託する。

エ 仮置場の地面には、汚水が土壌へ浸透することを防ぐために、仮舗装や鉄板・遮水シートの設置、排水溝及び排水処理施設等を設置する。

オ 災害廃棄物の飛散の恐れがある場合は、散水、飛散防止ネットや囲いの設置又はフレコンバックに保管するなどの対応を行う。

カ 仮置場では日報を作成し、搬入台数、種類別搬入量、搬出量を記録する。

キ 廃棄物を計測するために、廃棄物の体積をメジャー等で計測し体積換算係数（t/m<sup>3</sup>）から重量換算する。

ク 仮置場を返却するに当たり、土壌分析等を行い土地の安全性を確認し、原状回復に努める。

(10) 災害廃棄物の分別、処理方法

災害時においても、今後の処理や再生利用を考慮し、可能な限り分別を行う。

また、災害廃棄物のうち、腐敗性のものについては、専門機関等に相談の上で、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行い、生ごみなどは、原則として、仮置場へ持ち込ませない。

主な災害廃棄物の処理方法は表10のとおり。

表10 主な災害廃棄物の処理方法等

種別	処理方法・再資源化の方法	再利用先
混合廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーク付きバックホウや手作業により、混合廃棄物の中から比較的大きなサイズの柱材、角材、コンクリートがら、金属等を抜き取る。【粗選別】</li> <li>・粗選別後に可燃性廃棄物、不燃性廃棄物、木くず等に分けるために破砕機、磁選機、トロンメルやスケルトンバケットなどの装置を仮置場に設置し、種類ごとに分別する。【細選別】</li> <li>・細選別後に分別したものは、焼却施設での減容化、リサイクル施設での再資源化を図る。</li> <li>・混合廃棄物から分別された不燃性廃棄物については、最終処分場での埋立処分を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質チップ(燃料、原料)</li> <li>・焼却灰のセメント原料等への再資源化</li> <li>・再生砕石、路盤材</li> <li>・金属スクラップ</li> <li>・埋戻材</li> </ul>
畳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切断処理を行った後、焼却処理を行う。</li> </ul>	
木くず等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木くず、稲わらに土砂が付着している場合、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離することで、リサイクル施設での再資源化を図る。</li> <li>・リサイクルできない木くず、稲わらについては、焼却施設での減容化を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質チップ(燃料、原料)</li> </ul>
コンクリートがら等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別を行い、再資源化できるように必要に応じて仮置場で破砕を行う。</li> <li>・リサイクル施設において、破砕・粒度調整した後、再生砕石等として有効利用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生砕石、路盤材</li> <li>・埋戻材</li> </ul>
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機、選別装置（磁力選別、風力選別、振動ふるい等）において、鉄類、非鉄類に分別し、金属スクラップとして再資源化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属スクラップ</li> </ul>

種別		処理方法・再資源化の方法	再利用先
廃家電等	リサイクル可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>家電リサイクル法の対象物（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等）については、仮置場で他の廃棄物と分けて保管し、指定引取場所に搬入してリサイクルを図る。</li> <li>速やかに搬出できるようにあらかじめ家電リサイクル券（自治体用券）を用意することも必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生原料</li> <li>金属スクラップ</li> </ul>
	リサイクル不可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>形状が大きく変形した家電リサイクル法の対象物、その他の家電類については、他の災害廃棄物（例えば、不燃性廃棄物）と一括で処理し、破砕物から金属くずなどを取り出し、再資源化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属スクラップ</li> </ul>
廃自動車等		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災自動車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要である。</li> <li>自動車リサイクル法に則り、被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）へ引き渡すまでの間、仮置場で保管する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生原料</li> <li>金属スクラップ</li> </ul>
廃タイヤ	再生使用可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価物として買取業者に引き渡す。</li> <li>破砕後、タイヤチップとして再資源化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生原料</li> <li>金属スクラップ</li> </ul>
	再生使用不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕後、焼却・埋立する。</li> </ul>	

#### (11) 処理困難物の処理

災害廃棄物の中には、有害性や爆発・火災等の危険性があるため取扱いに注意が必要な廃棄物（以下「処理困難物」という。）も含まれているおそれがある。

この処理困難物のうち、工場、事業場等から発生するものは、災害時にあっても事業者の責任で処理することを原則とするが、所有者不明のものなどは、県及び民間業者と取扱方法を協議し、処理方法を定める。

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管又は早期の処分を行う。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。

(12) 環境対策、モニタリング、火災防止対策

地域住民の生活環境を保全するため、廃棄物処理施設等、仮置場内やその周辺、損壊家屋の解体・撤去現場等において、必要に応じて、大気質、騒音、振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行う。

仮置場での火災対策では、廃棄物の性状に応じ積み上げの高さの制限（5m以下）、堆積物間の距離の確保、散水の実施、堆積物の切り替えしによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施するほか、必要に応じて定期的に温度計測を行う。あわせて、火災発生時の初期消火機材等の設置をする。

環境影響が大きいと想定される場合は、環境モニタリング地点を複数点設定する。

表 11 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散</li> <li>・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散</li> <li>・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な散水の実施</li> <li>・保管、選別、処理装置への屋根の設置</li> <li>・周囲への飛散防止ネットの設置</li> <li>・フレコンバッグへの保管</li> <li>・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制</li> <li>・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄</li> <li>・収集時分別や目視による石綿分別の徹底</li> <li>・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視</li> <li>・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動</li> <li>・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音・低振動の機械、重機の使用</li> <li>・処理装置の周囲等に防音シートを設置</li> </ul>
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・PCB等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>
臭気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物からの悪臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・敷地内で発生する排水、雨水の処理</li> <li>・水たまりを埋めて腐敗防止</li> </ul>

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（2018（H30）年3月：環境省）技術資料【技18-5】

(13) 公費による損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等の建物の解体・撤去については、所有者の申請に基づき、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえて優先順位を決定する。

解体撤去の計画、解体現場の指導を行う。

解体業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届出を行った後に、解体・撤去する。

解体前調査で、石綿の使用が確認された建物を解体する場合は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき必要な手続を行い、石綿を除去し、適正に処分する。

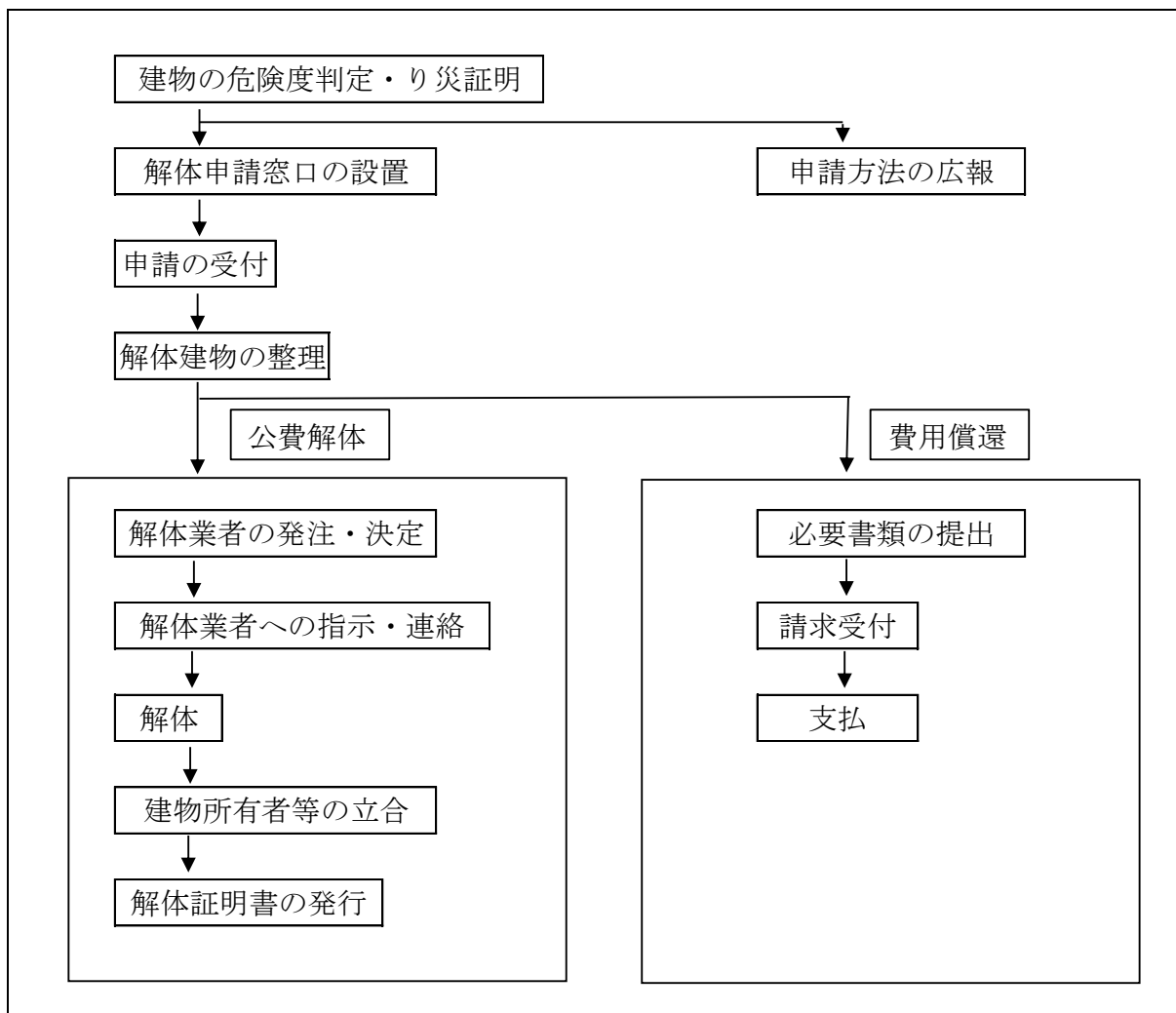


図5 損壊家屋の解体・撤去の手順

(14) 思い出の品等

貴重品・有価物や写真、位牌など所有者にとって価値のある思い出の品については、可能な限り市が保管場所を確保し、回収・清潔な保管・広報・返却等を行う。

貴重品の取扱いについては、警察と連携を図る。

歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理には留意する。